

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年8月11日

【四半期会計期間】 第15期第1四半期
(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

【会社名】 ヤフー株式会社

【英訳名】 Yahoo Japan Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井上雅博

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂九丁目7番1号

【電話番号】 03(6440)6000

【事務連絡者氏名】 管理本部長 瀬越俊哉

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂九丁目7番1号

【電話番号】 03(6440)6000

【事務連絡者氏名】 管理本部長 瀬越俊哉

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第14期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第15期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第14期
会計期間		自 平成20年 4月1日 至 平成20年 6月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 6月30日	自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日
売上高	(百万円)	65,557	67,635	265,754
経常利益	(百万円)	32,412	34,085	132,912
四半期(当期)純利益	(百万円)	19,158	19,238	74,715
純資産額	(百万円)	224,625	248,884	236,469
総資産額	(百万円)	318,507	323,274	311,551
1株当たり純資産額	(円)	3,722.81	4,236.96	4,029.47
1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	317.50	331.07	1,255.52
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	317.09	330.81	1,254.18
自己資本比率	(%)	69.7	76.2	75.2
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	5,446	36,136	87,805
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,877	3,418	53,946
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	49,897	18,188	109,923
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	66,698	51,409	36,996
従業員数	(名)	4,144	4,945	4,599

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間における、当グループにおいて営まれている事業の内容の重要な変更および主要な関係会社の異動は以下のとおりです。

(1) 事業内容の重要な変更

事業の内容に重要な変更はありません。

(2) 主要な関係会社の異動

広告事業

当第1四半期連結会計期間において、当社は株式会社G y a OおよびY U R A株式会社を連結子会社としております。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となっております。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社G y a O	東京都港区	250	広告事業	51.0	動画コンテンツ配信サービスにおける提携 役員の兼任 2名
(連結子会社) Y U R A株式会社	東京都港区	325	広告事業	100.0	動画配信システムにおける提携 役員の兼任 1名

(注) 「主要な事業の内容」欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(名)	4,945 (253)
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は、当グループから当グループ外への出向者を除き、当グループ外から当グループへの出向者を含む就業人員であります。
- 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第1四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。
- 3 臨時従業員には派遣社員、アルバイトを含めております。
- 4 従業員数が当四半期連結会計期間において346名増加しているのは、業務拡大に伴う採用の増加および連結子会社の増加であります。なお、事業の種類別セグメントごとの従業員の状況は以下のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
広告事業	1,460 (50)
ビジネスサービス事業	1,946 (136)
パーソナルサービス事業	657 (45)
全社(共通)	882 (22)
合計	4,945 (253)

(2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(名)	3,863 (134)
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
- 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第1四半期会計期間の平均雇用人員であります。
- 3 臨時従業員には派遣社員、アルバイトを含めております。
- 4 従業員数が当四半期会計期間において241名増加しているのは、業務拡大に伴う採用の増加であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績および受注実績

当グループはインターネット上での各種サービスの提供を主たる事業としており、また受注生産形態をとらない事業も多いため、事業の種類別に生産の規模および受注の規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

(2) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、以下のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
広告事業	33,200	-1.4
ビジネスサービス事業	15,758	+12.5
パーソナルサービス事業	18,968	+6.0
消去又は全社	(291)	
合計	67,635	+3.2

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当グループにおける売上項目の内容

項目	売上項目の内容
広告事業	インターネット広告による売上、またはそれに付随する売上。 ・ ディスプレイ広告（バナー、テキスト、メール、動画）、企画広告制作費 ・ 成果連動広告（検索連動型広告、興味関心連動型広告、コンテンツ連動型広告、アフィリエイト広告）等
ビジネスサービス事業	広告以外の法人向けビジネスによる売上。 ・ 「Yahoo!リクナビ」、「Yahoo!不動産」、「Yahoo!自動車」等の情報掲載料 ・ 「Yahoo!オークション」、「Yahoo!ショッピング」のテナント料・手数料 ・ 「Yahoo! BB」新規獲得インセンティブ・継続インセンティブ ・ 「Yahoo!リサーチ」、「Yahoo!ビジネスエクスプレス」、 「Yahoo!ウェブホスティング」等の売上 ・ データセンター関連売上
パーソナルサービス事業	個人向けビジネスによる売上。 ・ 「Yahoo!オークション」のシステム利用料 ・ 「Yahoo!プレミアム」の売上 ・ 「Yahoo! BB」のISP料金、コンテンツ料金 等

< 広告事業 >

当第1四半期連結会計期間における広告事業は、景気の低迷が引き続き広告市況全体に深刻な影響を及ぼすなか、広告会社との連携をより一層強めインターネット広告の特徴を活かし広告主のニーズに沿った提案を行い広告出稿の獲得に努めました。

ディスプレイ広告においては、インターネットの特徴を活かしたターゲティング広告の売上が前年同四半期比で増加しました。特に利用者の属性情報を基にした配信を行うデモグラフィックターゲティング広告は、20代から30代前半の女性向けに、飲料・嗜好品や通信販売、エステ・美容関連企業からの出稿が好調だったほか、化粧品・トイレタリーや薬品・医療用品関連など、日用品を取り扱う企業からのブランディングを目的とした広告のニーズも高く、売上が前年同四半期比で大幅に増加しました。また、ブランディング効果の高い広告商品である「ブランドパネル」についても前年同四半期と同程度の売上を維持しましたが、景気低迷の影響を大きく受けている消費者金融、不動産、各種人材サービス関連の大手広告主からの出稿が大幅に減少、これにより行動ターゲティング広告や「プライムディスプレイ」などの売上が前年同四半期比で減少したことから、ディスプレイ広告全体では前年同四半期と比べて売上が減少しました。

景気低迷の影響は検索連動型広告にも波及し、各種人材サービスや消費者金融、不動産関連の大手広告主からの出稿が減少、特に、引き続き厳しい雇用情勢のなか、各種人材サービス関連の売上は前年同四半期比で半減しました。しかしながら、中小企業を中心にオンライン経由の広告出稿が引き続き大きく伸びるとともに、オープン化の推進により当グループ以外のパートナーサイトでの採用も増加しました。加えて、利用者の興味・関心に沿った広告を配信する「インタレストマッチ」の売上もコンテンツ連動型広告を含めると前年同四半期比で2倍以上に拡大しました。この結果、成果連動広告全体では前年同四半期比で売上を伸ばしました。

モバイル広告の売上に関しては、主にパートナーサイトにおいて、検索連動型広告および「インタレストマッチ」が売上を伸ばしたことにより、前年同四半期比で大きく増加しました。

大型企画としては映画の公開作品とのタイアップ企画が数多く行われ、特に「トランスフォーマーリベンジ」の広告企画や、「ターミネーター4」、「ルーキーズ-卒業-」とのタイアップ特集が注目され広告媒体としての価値も評価されました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の広告事業の売上高は332億円（前年同四半期比1.4%減）、営

業利益は187億円（前年同四半期比5.7%増）となり、全売上高に占める割合は49.1%となりました。

< ビジネスサービス事業 >

当第1四半期連結会計期間におけるビジネスサービス事業は、「Yahoo!ショッピング」、「Yahoo!オークション」において、ゴールデンウィークや、母の日、父の日特集など季節に応じた販促企画を展開し利用の拡大を図るとともに、平成21年4月よりコマース関連の組織を統合し両サービス相互間における連携強化、相乗効果の拡大を図ったほか、引き続き新規ストアの獲得にも努め、平成21年6月末現在の「Yahoo!ショッピング」、「Yahoo!オークション」の合計ストア数は33,406店舗と前年同月末と比べて1,345店舗（4.2%増）増加しました。サービス別では「Yahoo!オークション」が平成20年12月のストアロイヤルティ改定の寄与により前年同四半期比で売上を伸ばしたほか、「Yahoo!ショッピング」においては前年同四半期比で取扱高が拡大し売上も大きく増加しました。また、「Yahoo!トラベル」や「Yahoo!グルメ」も前年同四半期と比較して売上を伸ばしました。「Yahoo!リクナビ」の売上は引き続き回復の兆しがなく、前年同四半期比で大きく減少したほか、「Yahoo!リサーチ」の売上および「Yahoo!BB」の顧客獲得インセンティブ売上も減少しましたが、データセンター事業の吸収合併と株式会社IDCフロンティアの連結子会社化による増収分が当四半期を通して計上されたことにより売上の拡大に貢献しました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間のビジネスサービス事業の売上高は157億円（前年同四半期比12.5%増）、営業利益は56億円（前年同四半期比2.0%増）となり、全売上高に占める割合は23.3%となりました。

< パーソナルサービス事業 >

当第1四半期連結会計期間におけるパーソナルサービス事業は、「Yahoo!コミック」や「Yahoo!占い」など、Yahoo! JAPANのさまざまなサービスと連携したYahoo!プレミアム会員特典の拡充を図るとともに、株式会社グローバルスポーツ医学研究所の提供する「てもみん」で利用できる優待クーポンの提供など、外部パートナーとの特典連動も強化し、引き続き会員価値の向上と新規会員の獲得に努めました。この結果、平成21年6月末のYahoo!プレミアム会員ID数は過去最大の745万IDとなり、前年同月末と比べ38万ID（5.5%増）増加したほか、平成20年12月の月額会員費の改定も寄与し、売上も前年同四半期と比べ大きく増加しました。「Yahoo!オークション」においては、検索履歴機能を追加するなど利便性の向上を推進するとともに、季節に応じた販促企画を展開したほか、モバイル版「Yahoo!オークション」においても「ドコモ・モバイルオークション会員」を新設するなど、利便性の向上と取引機会の拡大を図りました。しかしながら、雇用情勢の急速な悪化による個人消費の低迷の影響も受け落札単価が減少したほか、ファッションを中心に不振が見られたことなどにより、CtoCオークションの取扱高は前年同四半期と比べ減少しました。有料コンテンツの売上については、前年同四半期と比べ「Yahoo!パートナー」が大きく伸びたほか、「Yahoo!コミック」、「Yahoo!ゲーム」も増加しました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間のパーソナルサービス事業の売上高は189億円（前年同四半期比6.0%増）、営業利益は132億円（前年同四半期比3.6%増）となり、全売上高に占める割合は28.0%となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の資産合計は、前年同四半期連結会計期間末と比べて4,767百万円増加し、323,274百万円となりました。これは、有形固定資産が11,873百万円増加したことなどによります。

負債合計は19,492百万円減少し、74,389百万円となりました。これは、長期借入金が20,000百万円、未払金が5,832百万円それぞれ減少したことなどによります。

純資産合計は24,259百万円増加し、248,884百万円となりました。これは、自己株式が38,183百万円減少したことなどによります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間の営業活動においては、法人税等の支払があったものの、利益等の計上により36,136百万円の収入となりました。

投資活動においては、主にサーバー等設備の取得およびソフトウェアの取得、定期預金の預入による支出があったことにより、3,418百万円の支出となりました。

財務活動においては、主に長期借入金の返済および配当金の支払により、18,188百万円の支出となりました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の現金及び現金同等物の当四半期末残高は51,409百万円となり、前年同四半期連結会計期間末と比べて15,288百万円の減少となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は45百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更ならびに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	241,600,000
計	241,600,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年8月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	58,109,000	58,109,128	東京証券取引所 (市場第一部) ジャスダック証券取引所	単元株制度を採用して おりません。
計	58,109,000	58,109,128		

(注) 提出日現在の発行数には、平成21年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権(旧商法に基づく新株引受権を含む)の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19に基づき発行した新株引受権
株主総会の特別決議日(平成12年1月21日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	18,432
新株予約権の行使時の払込金額(円)	51,270
新株予約権の行使期間	平成14年1月22日～平成22年1月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 51,270 資本組入額 25,635
新株予約権の行使の条件	対象者は、死亡以外の事由により当社取締役または使用人でなくなった場合および新株引受権行使期間到来前に死亡した場合、その権利を喪失する。なお対象者が、新株引受権行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。 その他の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の譲渡、質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

株主総会の特別決議日(平成12年6月16日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,048
新株予約権の行使時の払込金額(円)	38,086
新株予約権の行使期間	平成14年6月17日～平成22年6月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 38,086 資本組入額 19,043
新株予約権の行使の条件	対象者は、死亡以外の事由により当社取締役または使用人でなくなった場合および新株引受権行使期間到来前に死亡した場合、その権利を喪失する。なお対象者が、新株引受権行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。 その他の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の譲渡、質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

株主総会の特別決議日(平成12年12月8日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	34,682
新株予約権の行使時の払込金額(円)	19,416
新株予約権の行使期間	平成14年12月9日～平成22年12月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 19,416 資本組入額 9,708
新株予約権の行使の条件	対象者は、死亡以外の事由により当社取締役または使用人でなくなった場合および新株引受権行使期間到来前に死亡した場合、その権利を喪失する。なお対象者が、新株引受権行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。 その他の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の譲渡、質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

株主総会の特別決議日(平成13年6月20日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	16,458
新株予約権の行使時の払込金額(円)	9,559
新株予約権の行使期間	平成15年6月21日～平成23年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 9,559 資本組入額 4,780
新株予約権の行使の条件	対象者は、死亡以外の事由により当社取締役または使用人でなくなった場合および新株引受権行使期間到来前に死亡した場合、その権利を喪失する。なお対象者が、新株引受権行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。 その他の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の譲渡、質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

株主総会の特別決議日(平成13年12月7日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,312
新株予約権の行使時の払込金額(円)	8,497
新株予約権の行使期間	平成15年12月8日～平成23年12月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 8,497 資本組入額 4,249
新株予約権の行使の条件	対象者は、死亡以外の事由により当社取締役または使用人でなくなった場合および新株引受権行使期間到来前に死亡した場合、その権利を喪失する。なお対象者が、新株引受権行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。その他の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の譲渡、質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 当社が株式の分割および時価を下回る価額で新株を発行(転換社債の転換、新株引受権の行使および特定新規事業実施円滑化臨時措置法に基づく新株の発行の場合を除く)するときは、次の算式により株式数を調整し、調整により生ずる1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$

2 発行価額は、当社が株式の分割および時価を下回る価額で新株を発行(転換社債の転換、新株引受権の行使および特定新規事業実施円滑化臨時措置法に基づく新株の発行の場合を除く)するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

新株予約権

平成14年度第1回新株予約権

(平成14年6月20日株主総会の特別決議に基づき平成14年7月29日発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	70
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	17,920
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,196
新株予約権の行使期間	平成16年6月21日～平成24年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 10,196 資本組入額 5,098
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成14年度第2回新株予約権

(平成14年6月20日株主総会の特別決議に基づき平成14年11月20日発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	3
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	768
新株予約権の行使時の払込金額(円)	11,375
新株予約権の行使期間	平成16年6月21日～平成24年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 11,375 資本組入額 5,688
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役および従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が、任期満了による退任または取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) その他の条件については、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数について行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行する場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）、他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整を行うことができるものとする。

- 3 1株当たりの払込みをすべき金額は、当社が株式分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行する場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{分割・新規発行による増加株式数}}{\text{（株式併合の場合は併合株式数を減ずる）}}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は払込金額の調整を行うことができるものとする。

平成15年度第1回新株予約権

（平成15年6月20日株主総会の特別決議に基づき平成15年7月25日発行）

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	249
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,936
新株予約権の行使時の払込金額(円)	33,438
新株予約権の行使期間	平成17年6月21日～平成25年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 33,438 資本組入額 16,719
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成15年度第2回新株予約権

（平成15年6月20日株主総会の特別決議に基づき平成15年11月4日発行）

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	44
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,408
新株予約権の行使時の払込金額(円)	51,478
新株予約権の行使期間	平成17年6月21日～平成25年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 51,478 資本組入額 25,739
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成15年度第3回新株予約権

(平成15年6月20日株主総会の特別決議に基づき平成16年1月29日発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	33
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,056
新株予約権の行使時の払込金額(円)	47,813
新株予約権の行使期間	平成17年6月21日～平成25年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 47,813 資本組入額 23,907
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成15年度第4回新株予約権

(平成15年6月20日株主総会の特別決議に基づき平成16年5月13日発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	33
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	528
新株予約権の行使時の払込金額(円)	78,512
新株予約権の行使期間	平成17年6月21日～平成25年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 78,512 資本組入額 39,256
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役および従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が、任期満了による退任または取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
 - (3) その他の条件については、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数について行われ、当該時点で発行されていない新株予約権については、分割の場合は当該調整を行わないものとし、併合の場合は当該調整を行うものとする。調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行する場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）、他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整を行うことができるものとする。

- 3 1株当たりの払込みをすべき金額は、当社が株式分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行する場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は併合株式数を減ずる)

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は払込金額の調整を行うことができるものとする。

平成16年度第1回新株予約権

(平成16年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成16年7月29日発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	567
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,072
新株予約権の行使時の払込金額(円)	65,290
新株予約権の行使期間	平成18年6月18日～平成26年6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 65,290 資本組入額 32,645
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成16年度第2回新株予約権

(平成16年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成16年11月1日発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	48
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	384
新株予約権の行使時の払込金額(円)	62,488
新株予約権の行使期間	平成18年6月18日～平成26年6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 62,488 資本組入額 31,244
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成16年度第3回新株予約権

(平成16年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成17年1月28日発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	29
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	232
新株予約権の行使時の払込金額(円)	65,375
新株予約権の行使期間	平成18年6月18日～平成26年6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 65,375 資本組入額 32,688
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成16年度第4回新株予約権

(平成16年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成17年5月12日発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	53
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	212
新株予約権の行使時の払込金額(円)	60,563
新株予約権の行使期間	平成18年6月18日～平成26年6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 60,563 資本組入額 30,282
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成17年度第1回新株予約権

(平成17年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成17年7月28日発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,284
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,136
新株予約権の行使時の払込金額(円)	58,500
新株予約権の行使期間	平成19年6月18日～平成27年6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 58,500 資本組入額 29,250
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成17年度第2回新株予約権

(平成17年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成17年11月1日発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	75
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	150
新株予約権の行使時の払込金額(円)	62,000
新株予約権の行使期間	平成19年6月18日～平成27年6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 62,000 資本組入額 31,000
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成17年度第3回新株予約権

(平成17年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成18年1月31日発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	130
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	260
新株予約権の行使時の払込金額(円)	79,500
新株予約権の行使期間	平成19年6月18日～平成27年6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 79,500 資本組入額 39,750
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成17年度第4回新株予約権

(平成17年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成18年5月2日発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	83
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	83
新株予約権の行使時の払込金額(円)	67,940
新株予約権の行使期間	平成19年6月18日～平成27年6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 67,940 資本組入額 33,970
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役および従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任した場合、または取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) その他の条件については、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めたとところによる。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行われ、当該時点で発行されていない新株予約権については、株式分割の場合は当該調整を行わないものとし、株式併合の場合は当該調整を行うものとする。調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行する場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）、他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整を行うことができるものとする。

- 3 1株当たりの払込みをすべき金額（以下「払込金額」）は、当社が株式分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行する場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の算式により調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

（株式併合の場合は併合株式数を減ずる）

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は払込金額の調整を行うことができるものとする。

平成18年度第1回新株予約権

(平成18年8月23日取締役会の決議に基づき平成18年9月6日割当)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	7,831
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,831
新株予約権の行使時の払込金額(円)	47,198
新株予約権の行使期間	平成20年8月24日～平成28年8月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 47,198 資本組入額 23,599
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

平成18年度第2回新株予約権

(平成18年10月23日取締役会の決議に基づき平成18年11月6日割当)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	277
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	277
新株予約権の行使時の払込金額(円)	44,774
新株予約権の行使期間	平成20年10月24日～平成28年10月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 44,774 資本組入額 22,387
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

平成18年度第3回新株予約権

(平成19年1月24日取締役会の決議に基づき平成19年2月7日割当)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	277
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	277
新株予約権の行使時の払込金額(円)	47,495
新株予約権の行使期間	平成21年1月25日～平成29年1月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 47,495 資本組入額 23,748
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

(注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

3 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき、株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議でなされたとき）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引が、新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの行使価額（（注）5記載の調整を行う場合は調整後の1株当たりの行使価額）の2分の1を継続して1年間下回るときは、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が（注）1に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。ただしこの取得処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとする。

- 4 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的となる株式の数についてののみ行われるものとし、また、当該時点で発行されていない新株予約権については、株式の分割の場合は当該調整を行わず、株式の併合の場合は当該調整を行うものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

- 5 当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の計算により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「1株当たり払込金額」は「1株当たり処分価額」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

（株式併合の場合は併合株式数を減ずる）

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

平成19年度第1回新株予約権

（平成19年4月24日取締役会の決議に基づき平成19年5月8日割当）

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	572
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	572
新株予約権の行使時の払込金額(円)	45,500
新株予約権の行使期間	平成21年4月25日～平成29年4月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 45,500 資本組入額 22,750
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

平成19年度第2回新株予約権

（平成19年7月24日取締役会の決議に基づき平成19年8月7日割当）

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	9,335
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,335
新株予約権の行使時の払込金額(円)	40,320
新株予約権の行使期間	平成21年7月25日～平成29年7月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 40,320 資本組入額 20,160
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

(注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

3 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき、株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が(注) 1 に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。ただしこの取得処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとする。

- 4 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的となる株式の数についてののみ行われるものとし、また、当該時点で発行されていない新株予約権については、株式の分割の場合は当該調整を行わず、株式の併合の場合は当該調整を行うものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

- 5 当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の計算により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「1株当たり払込金額」は「1株当たり処分価額」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は併合株式数を減ずる)

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

平成19年度第3回新株予約権

(平成19年10月24日取締役会の決議に基づき平成19年11月7日割当)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	736
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	736
新株予約権の行使時の払込金額(円)	51,162
新株予約権の行使期間	平成21年10月25日～平成29年10月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 51,162 資本組入額 25,581
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

平成19年度第4回新株予約権

(平成20年1月30日取締役会の決議に基づき平成20年2月13日割当)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	801
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	801
新株予約権の行使時の払込金額(円)	47,500
新株予約権の行使期間	平成22年1月31日～平成30年1月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 47,500 資本組入額 23,750
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

平成20年度第1回新株予約権

(平成20年4月25日取締役会の決議に基づき平成20年5月9日割当)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,826
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,826
新株予約権の行使時の払込金額(円)	51,781
新株予約権の行使期間	平成22年4月26日～平成30年4月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 51,781 資本組入額 25,891
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

平成20年度第2回新株予約権

(平成20年7月25日取締役会の決議に基づき平成20年8月8日割当)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	11,512
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	11,512
新株予約権の行使時の払込金額(円)	40,505
新株予約権の行使期間	平成22年7月26日～平成30年7月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 40,505 資本組入額 20,253
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

平成20年度第3回新株予約権

(平成20年10月24日取締役会の決議に基づき平成20年11月7日割当)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	407
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	407
新株予約権の行使時の払込金額(円)	34,000
新株予約権の行使期間	平成22年10月25日～平成30年10月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 34,000 資本組入額 17,000
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

平成20年度第4回新株予約権

(平成21年1月27日取締役会の決議に基づき平成21年2月10日割当)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	348
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	348
新株予約権の行使時の払込金額(円)	32,341
新株予約権の行使期間	平成23年1月28日～平成31年1月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 32,341 資本組入額 16,171
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

平成21年度第1回新株予約権

(平成21年4月28日取締役会の決議に基づき平成21年5月12日割当)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	890

新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	890
新株予約権の行使時の払込金額(円)	26,879
新株予約権の行使期間	平成23年4月29日～平成31年4月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 26,879 資本組入額 13,440
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

(注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

3 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき、株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が(注)1に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。ただしこの取得処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとする。

- 4 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない対象株式数についてのみ行われるものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で対象株式数の調整を行うことができるものとする。

- 5 当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の計算により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。なお、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

（株式併合の場合は併合株式数を減ずる）

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年4月1日～ 平成21年6月30日	1,020	58,109,000	5	7,450	5	2,531

(注) ストックオプション(新株予約権等を含む)の権利行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 58,107,980	58,107,980	
単元未満株式			
発行済株式総数	58,107,980		
総株主の議決権		58,107,980	

(注) 完全議決権株式(その他)には、証券保管振替機構名義の株式が282株(議決権282個)含まれております。

【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	5月	6月
最高(円)	28,320	26,070	32,150
最低(円)	24,610	24,260	24,740

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日)に係る四半期連結財務諸表については、監査法人トーマツにより四半期レビューを受け、当第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けている監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなりました。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	52,409	36,996
売掛金	33,540	34,825
たな卸資産	1 222	1 257
その他	20,800	20,770
貸倒引当金	1,371	1,458
流動資産合計	105,602	91,390
固定資産		
有形固定資産	2 28,264	2 29,184
無形固定資産		
のれん	5,622	6,423
その他	12,036	12,257
無形固定資産合計	17,659	18,680
投資その他の資産		
投資有価証券	158,055	157,891
その他	13,823	14,518
貸倒引当金	129	114
投資その他の資産合計	171,748	172,295
固定資産合計	217,672	220,160
資産合計	323,274	311,551
負債の部		
流動負債		
買掛金	5,847	5,329
短期借入金	20,000	20,000
未払法人税等	13,735	3,286
その他	34,446	36,098
流動負債合計	74,030	64,713
固定負債		
長期借入金	-	10,000
その他	359	367
固定負債合計	359	10,367
負債合計	74,389	75,081
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,450	7,444
資本剰余金	2,531	2,525
利益剰余金	235,615	223,955
株主資本合計	245,596	233,925
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	608	219
評価・換算差額等合計	608	219
新株予約権	300	259
少数株主持分	2,379	2,066
純資産合計	248,884	236,469
負債純資産合計	323,274	311,551

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
売上高	65,557	67,635
売上原価	6,946	7,871
売上総利益	58,611	59,763
販売費及び一般管理費	¹ 25,713	¹ 25,500
営業利益	32,898	34,263
営業外収益		
受取利息	48	4
受取補償金	71	-
未払配当金除斥益	-	10
その他	95	29
営業外収益合計	215	44
営業外費用		
支払利息	139	76
持分法による投資損失	369	97
その他	191	48
営業外費用合計	700	222
経常利益	32,412	34,085
特別利益		
投資有価証券売却益	696	-
その他	12	-
特別利益合計	709	-
特別損失		
投資有価証券消却損	² 17	-
投資有価証券評価損	-	381
減損損失	-	³ 797
その他	-	60
特別損失合計	17	1,240
税金等調整前四半期純利益	33,105	32,845
法人税、住民税及び事業税	12,287	14,032
法人税等調整額	1,490	498
法人税等合計	13,778	13,533
少数株主利益	167	73
四半期純利益	19,158	19,238

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	33,105	32,845
減価償却費	2,508	2,443
減損損失	-	797
のれん償却額	200	312
貸倒引当金の増減額(は減少)	321	72
ポイント引当金の増減額(は減少)	104	345
役員賞与引当金の増減額(は減少)	151	159
投資有価証券売却損益(は益)	696	-
投資有価証券評価損益(は益)	-	381
持分法による投資損益(は益)	369	97
売上債権の増減額(は増加)	2,883	1,560
仕入債務の増減額(は減少)	1,811	466
その他の流動資産の増減額(は増加)	818	362
その他の流動負債の増減額(は減少)	241	52
未払消費税等の増減額(は減少)	711	217
その他	81	120
小計	34,499	39,667
法人税等の支払額	29,052	3,531
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,446	36,136
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	-	1,000
有形固定資産の取得による支出	2,327	2,319
無形固定資産の取得による支出	889	753
投資有価証券の取得による支出	20	-
投資有価証券の売却による収入	1,016	6
その他	341	647
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,877	3,418
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	-	440
長期借入金の返済による支出	10,000	10,000
新株予約権の行使による株式の発行による収入	13	11
自己株式の取得による支出	33,324	-
配当金の支払額	6,303	7,555
その他	283	204
財務活動によるキャッシュ・フロー	49,897	18,188
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	46,328	14,528
現金及び現金同等物の期首残高	113,027	36,996
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	-	115
現金及び現金同等物の四半期末残高	66,698	51,409

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	
1 連結の範囲の変更	当第1四半期連結会計期間における連結範囲の異動は増加2社、減少2社であり、主な内容は以下のとおりであります。 株式取得による増加 (株)GyaO YURA(株)
2 持分法の適用範囲の変更	当第1四半期連結会計期間における持分法の適用範囲の異動は減少6社であります。

【表示方法の変更】

当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	
(四半期連結損益計算書関係)	<p>前第1四半期連結累計期間において、営業外収益の「受取補償金」として掲記されたものは、金額的重要性が乏しくなったため、当第1四半期連結累計期間より「その他」に含めて表示しております。なお、当第1四半期連結累計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「受取補償金」は7百万円であります。</p> <p>前第1四半期連結累計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「未払配当金除斥益」は、営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第1四半期連結累計期間より区分掲記しております。なお、前第1四半期連結累計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「未払配当金除斥益」は9百万円であります。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

項目	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)												
1 たな卸資産	<table border="0"> <tr> <td>商品及び製品</td> <td>24 百万円</td> </tr> <tr> <td>仕掛品</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>貯蔵品</td> <td>177</td> </tr> </table>	商品及び製品	24 百万円	仕掛品	19	貯蔵品	177	<table border="0"> <tr> <td>商品及び製品</td> <td>30 百万円</td> </tr> <tr> <td>仕掛品</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>貯蔵品</td> <td>196</td> </tr> </table>	商品及び製品	30 百万円	仕掛品	31	貯蔵品	196
商品及び製品	24 百万円													
仕掛品	19													
貯蔵品	177													
商品及び製品	30 百万円													
仕掛品	31													
貯蔵品	196													
2 有形固定資産の減価償却累計額	34,965百万円	34,078百万円												
3 貸出コミットメント	<p>当社においては、クレジットカード業務に附帯するキャッシング業務を行っております。当該業務における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>貸出コミットメントの総額</td> <td>17,765 百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出実行残高</td> <td>1,393</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>16,371</td> </tr> </table>	貸出コミットメントの総額	17,765 百万円	貸出実行残高	1,393	差引額	16,371	<p>当社においては、クレジットカード業務に附帯するキャッシング業務を行っております。当該業務における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>貸出コミットメントの総額</td> <td>18,059 百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出実行残高</td> <td>1,336</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>16,723</td> </tr> </table>	貸出コミットメントの総額	18,059 百万円	貸出実行残高	1,336	差引額	16,723
貸出コミットメントの総額	17,765 百万円													
貸出実行残高	1,393													
差引額	16,371													
貸出コミットメントの総額	18,059 百万円													
貸出実行残高	1,336													
差引額	16,723													

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)						
1 主な販売費及び一般管理費 貸倒引当金繰入額 190百万円	1 主な販売費及び一般管理費 貸倒引当金繰入額 123百万円						
2 投資有価証券消却損 当社が子会社を合併する際に、子会社の新株予約権者より当社が買取った新株予約権を消却したものであります。							
	<p>3 減損損失 当社グループは、当第1四半期連結累計期間において以下のとおり減損損失を計上いたしました。</p> <p>(1) 減損損失を認識した資産</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用途</th> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">その他</td> <td style="text-align: center;">のれん</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯 当資産は当社が株式会社プレイナーを吸収合併した際に計上したものであり、当初計画した事業計画において想定した収益が見込めないと評価したことから減損損失を計上しております。</p> <p>(3) 資産のグルーピングの方法 当社グループは、事業統括本部を基礎として資産のグルーピングを行っております。また、事業の廃止および再編成に係る資産については個々にグルーピングを行っております。</p> <p>(4) 回収可能価額の算定方法 当資産の回収可能価額は使用価値により算定しておりますが、今後の将来キャッシュ・フローが見込めないため、使用価値を零として減損損失を計上しております。</p>	用途	種類	場所	その他	のれん	
用途	種類	場所					
その他	のれん						

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
(平成20年6月30日現在)	(平成21年6月30日現在)
現金及び預金勘定 66,698 百万円	現金及び預金勘定 52,409 百万円
現金及び現金同等物計 66,698	預入期間が3ヶ月を 超える定期預金 1,000
	現金及び現金同等物計 51,409

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	58,109,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第1四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	ストック・オプション として発行した新株予 約権			300
合計				300

(注) 新株予約権のうち、平成19年度第2回、平成19年度第3回、平成19年度第4回、平成20年度第1回、平成20年度第2回、平成20年度第3回、平成20年度第4回、平成21年度第1回については、いずれも権利行使期間の初日が到来して
おりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年5月21日 取締役会	普通株式	利益剰余金	7,554	130	平成21年3月31日	平成21年6月9日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効
力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	広告事業 (百万円)	ビジネス サービス事業 (百万円)	パーソナル サービス事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高	33,683	14,001	17,897	65,582	(24)	65,557
営業利益	17,790	5,562	12,793	36,146	(3,247)	32,898

(注) (1) 事業区分の方法

事業は、市場性を考慮した売上集計単位により区分しています。

(2) 事業区分の内容

事業区分	主要サービス
広告事業	インターネット広告による売上、またはそれに付随する売上。 ・ ディスプレイ広告(バナー広告、テキスト広告、メール広告)、 企画広告制作費 ・ 検索連動広告等

<p>ビジネスサービス 事業</p>	<p>広告以外の法人向けビジネスによる売上。 ・「Yahoo!リクナビ」、「Yahoo!不動産」、「Yahoo!自動車」等の情報掲載料 ・「Yahoo!オークション」、「Yahoo!ショッピング」のテナント料・手数料 ・「Yahoo! BB」新規獲得インセンティブ・継続インセンティブ ・「Yahoo!リサーチ」、ビジネスエクスプレス、 「Yahoo!ウェブホスティング」等の売上</p>
<p>パーソナルサービス 事業</p>	<p>個人向けビジネスによる売上。 ・「Yahoo!オークション」のシステム利用料 ・「Yahoo!プレミアム」の売上 ・「Yahoo! BB」のISP料金、コンテンツ料金 等</p>

(3) 従来、売上原価に計上していた当社のパートナーである他のサイト運営会社に支払うTAC (Traffic Acquisition Cost) や販売費及び一般管理費に計上していた販売代理店等に支払う手数料について、当第1四半期連結会計期間より、売上高から控除する方法(純額表示)に変更いたしました。この変更により、当第1四半期連結会計期間の売上高は前連結会計年度と同一の方法によった場合に比べ、広告事業が5,699百万円、ビジネスサービス事業が328百万円、パーソナルサービス事業が936百万円減少しております。なお、セグメント別の営業利益に与える影響は軽微であります。

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	広告事業 (百万円)	ビジネス サービス事業 (百万円)	パーソナル サービス事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高	33,200	15,758	18,968	67,926	(291)	67,635
営業利益	18,798	5,671	13,251	37,721	(3,458)	34,263

(注) (1) 事業区分の方法
 事業は、市場性を考慮した売上集計単位により区分しています。

(2) 事業区分の内容

事業区分	主要サービス
広告事業	インターネット広告による売上、またはそれに付随する売上。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ディスプレイ広告(バナー、テキスト、メール、動画)、企画広告制作費 ・ 成果連動広告(検索連動型広告、興味関心連動型広告、コンテンツ連動型広告、アフィリエイト広告)等
ビジネスサービス事業	広告以外の法人向けビジネスによる売上。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「Yahoo!リクナビ」、「Yahoo!不動産」、「Yahoo!自動車」等の情報掲載料 ・ 「Yahoo!オークション」、「Yahoo!ショッピング」のテナント料・手数料 ・ 「Yahoo! BB」新規獲得インセンティブ・継続インセンティブ ・ 「Yahoo!リサーチ」、「Yahoo!ビジネスエクスプレス」、「Yahoo!ウェブホスティング」等の売上 ・ データセンター関連売上
パーソナルサービス事業	個人向けビジネスによる売上。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「Yahoo!オークション」のシステム利用料 ・ 「Yahoo!プレミアム」の売上 ・ 「Yahoo! BB」のISP料金、コンテンツ料金等

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社および在外支店がないため、該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社および在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

海外売上高は連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

海外売上高は連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	4,236.96円	1株当たり純資産額	4,029.47円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	248,884	236,469
普通株式に係る純資産額(百万円)	246,205	234,144
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	300	259
少数株主持分	2,379	2,066
普通株式の発行済株式数(株)	58,109,000	58,107,980
普通株式の自己株式数(株)		
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	58,109,000	58,107,980

2 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	317.50円	1株当たり四半期純利益金額	331.07円
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額	317.09円	潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額	330.81円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	19,158	19,238
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	19,158	19,238
普通株式の期中平均株式数(株)	60,342,795	58,108,331
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)	77,337	46,335
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成21年5月21日開催の取締役会において、平成21年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額 7,554百万円

1株当たりの金額 130円00銭

支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成21年6月9日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月 1日

ヤフー株式会社
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松 本 保 範 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 望 月 明 美 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているヤフー株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ヤフー株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は売上原価に計上していたTAC(Traffic Acquisition Cost)や販売費及び一般管理費に計上していた販売代理店等に支払う手数料について、売上高から控除する方法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年7月31日

ヤフー株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松本保範印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 望月明美印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているヤフー株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ヤフー株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。